

近畿数学教育学会定款

制定 昭和62年2月8日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、近畿数学教育学会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、これを会長の指定する場所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、数学教育に関する研究の発表、情報の交換等を行い、会員相互の研究上の連絡を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学術講演会、研究発表会、研究会等の主催、又は後援。
- (2) 研究報の刊行。
- (3) 前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために特に必要と認められる事業。

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 名誉会員

(正会員)

第6条 正会員は、本会の目的に賛同し、数学教育の研究に従事する者で、第10条の手続きを経て入会を承認された者とする。

(賛助会員)

第7条 賛助会員は、第10条の手続きを経て入会を承認され、本会の目的及び事業の遂行に協力する数学教育研究団体とする。

(名誉会員)

第8条 名誉会員は、本会の発展に特に顕著な功績のあった者で、所定の手続きを経て総会において承認された者とする。

(会費)

第9条 会員は、次の種別に応じ、それぞれ次に掲げる額の会費を納めなければならない。

正会員	年額	2,000円(院生及び学部生は半額)
賛助会員	年額	10,000円以上

(入会)

第10条 本会に入会しようとする者は、会員の種別に応じ入会申し込み書を提出し、理事会の承認を得るものとする。ただし、名誉会員については第8条の定めるところによる。

第4章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 理 事 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 顧 問 若干名

(役員を選任)

第12条 役員は、次のようにして定める。

- (1) 理事及び会計監査は、総会において正会員の中から選出する。
- (2) 会長は、理事会において互選する。
- (3) 幹事は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- (4) 顧問は、理事会の推挙により、総会で決定する。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、次の通り定める。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
会長に事故があるときは、会長が指名した他の理事がこれを代行する。
- (2) 理事は、理事会を組織し、会長を補佐して本会の運営にあたる。
- (3) 幹事は、本会の事務・会計を処理する。
- (4) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (5) 顧問は、本会の運営などについての相談に応じる。

(役員の仕事)

第14条 各役員の仕事は、2年とし、再任を妨げない。

第5章 総会

第15条 総会は、毎年1回以上、これを開く。

第6章 会計

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更

第17条 本定款の変更は、総会の議決による。

第8章 補則

第18条 本定款を施行するために必要な規則は、理事会の議決を経て別に定める。

付則 本定款は、昭和62年2月8日から施行する。